

酒類総合研究所訓令第11号

改訂 平14訓令第8号

改訂 平14訓令第13号

改訂 平15訓令第2号

改訂 平15訓令第10号

改訂 平15訓令第13号

改訂 平17訓令第2号

改訂 平17訓令第7号

改訂 平21訓令第2号

改訂 平21訓令第18号

改訂 平22訓令第1号

改訂 平22訓令第5号

改訂 平23訓令第13号

改訂 平23訓令第18号

改訂 平26訓令第8号

改訂 平27訓令第2号

改訂 平28訓令第3号

独立行政法人酒類総合研究所役員報酬規程を次のように定める。

平成13年4月1日

独立行政法人酒類総合研究所

理事長 平松 順一

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の2第2項に基づき、独立行政法人酒類総合研究所の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤役員については本給、地域手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当とし、非常勤役員については非常勤役員手当とする。

(報酬の支払方法)

第3条 役員の報酬は、その全額を現金で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員が報酬の全部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支払日)

第4条 報酬(期末手当及び勤勉手当を除く。以下同じ。)は、その月の月額的全額を毎月16日に支給する。ただし、支給定日が日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは17日(その日が祝日法による休日に当たるときは18日)、土曜日に当たるときは15日)に支給するものとする。

- 2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは前々日、土曜日に当たるときは前日に支給するものとする。

(本給)

第5条 常勤役員の本給の月額は、次の各号に掲げる範囲内で理事長が決定する。

- 一 理事長 818,000円以下の額
- 二 理事 682,000円以下の額

(地域手当)

第6条 地域手当は、独立行政法人酒類総合研究所職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第13条の規定に準じて常勤役員に支給する。

- 2 地域手当の月額は、本給の月額に、100分の3(東広島市)を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、職員給与規程第15条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

- 2 通勤手当の月額は、職員給与規程第15条第2項に規定する額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員の例に準じて別に定める。

(特別手当)

第8条 (削除)

(期末手当)

第8条の2 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した常勤役員（独立行政法人酒類総合研究所役員退職手当規程（以下「役員退職手当規程」という。）第7条の2第3項の規定により退職手当を支給しない常勤役員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の77.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6か月 100分の100
- 二 5か月以上6か月未満 100分の80
- 三 3か月以上5か月未満 100分の60
- 四 3か月未満 100分の30

3 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき本給の月額及び地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び本給の月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額の合計額とする。

4 期末手当の一時差止処分等の取扱いについては、職員給与規程第25条第三号及び第四号並びに同規程第26条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。

(勤勉手当)

第8条の3 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対し、基準日以前6か月以内の期間における勤務成績に応じて、それぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した常勤役員（役員退職手当規程第7条の2第3項の規定により退職手当を支給しない常勤役員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が人事院規則に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、100分の87.5を乗じて得た額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において常勤役員が受けるべき本給の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び本給の月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額の合計額とする。

4 勤勉手当の一時差止処分等の取扱いについては、職員給与規程第25条第三号及び第四号

並びに同規程第 26 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(日割計算)

第 9 条 新たに役員となった者には、その日から報酬を支給する。

2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第 1 項又は第 2 項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から土曜日、日曜日及び祝日法による休日の日数の合計を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(非常勤役員手当)

第 10 条 非常勤役員の非常勤役員手当の月額は、次に定める額とする。

月額 200,000 円

(端数の処理)

第 11 条 この規程により計算した金額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (平成 14 年 11 月 28 日一部改正)

第 5 条の改正規定は、改正の日の属する月の翌月の初日(改正の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。

附 則 (平成 15 年 3 月 17 日一部改正)

第 4 条第 2 項の改正規定、第 8 条第 1 項及び第 2 項の改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (平成 15 年 5 月 30 日一部改正)

第 10 条の改正規定は、改正の日の属する月の翌月の初日(改正の日が月の初日であるとき

は、その日) から施行する。

附 則 (平成 15 年 9 月 25 日一部改正)

第 8 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の改正規定は、平成 15 年 9 月 25 日より施行する。

附 則 (平成 15 年 11 月 20 日一部改正)

- 1 第 5 条の改正規定は、改正の日の属する月の翌月の初日 (改正の日が月の初日であるときは、その日) から施行する。
- 2 平成 15 年 12 月に支給する特別手当の額は、第 8 条の規定にかかわらず、この規程により算出される特別手当の額 (以下この項において「基準額という。」から次に掲げる額の合計額 (以下この項において「調整額」という。) に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は支給しない。
 - 一 平成 15 年 4 月 1 日 (同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては、新たに常勤役員となった日) において常勤役員が受けるべき本給、特別調整手当及び通勤手当の月額合計額に 100 分の 1.07 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数 (同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において常勤役員として在職しなかった期間がある常勤役員にあつては、当該月数から当該在職しなかった期間の月数を減じた月数) を乗じて得た額
 - 二 平成 15 年 6 月に支給された特別手当の額に 100 分の 1.07 を乗じて得た額

附 則 (平成 17 年 11 月 24 日一部改正)

- 1 第 5 条の改正規定は、改正の日の属する月の翌月の初日 (改正の日が月の初日であるときは、その日) から施行する。
- 2 平成 17 年 12 月に支給する特別手当の額は、第 8 条の規定にかかわらず、この規程により算出される特別手当の額 (以下この項において「基準額という。」から次に掲げる額の合計額 (以下この項において「調整額」という。) に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は支給しない。
 - 一 平成 17 年 4 月 1 日 (同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては、新たに常勤役員となった日) において常勤役員が受けるべき本給、特別調整手当及び通勤手当の月額合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数 (同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において常勤役員として在職しなかった期間がある常勤役員にあつては、当該月数から当該在職しなかった期間の月数を減じた月数) を乗じて得た額
 - 二 平成 17 年 6 月に支給された特別手当の額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額

附 則（平成 18 年 3 月 31 日一部改正）

第 5 条及び第 6 条の改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 22 日追加）

- 1 平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 8 条の 2 第 2 項及び第 8 条の 3 第 2 項の適用については、第 8 条の 2 第 2 項中「100 分の 75、」とあるのは「100 分の 70、」と、第 8 条の 3 第 2 項第一号中「100 分の 85」とあるのは「100 分の 75」とする。

（施行期日）

- 2 この附則は、平成 21 年 6 月 22 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 1 日一部改正）

第 8 条の 2 第 2 項の改正規定は、平成 21 年 12 月 1 日より施行する。

附 則（平成 22 年 5 月 13 日一部改正）

第 8 条の 2 第 2 項の改正規定、第 8 条の 3 第 2 項の改正規定は、平成 22 年 5 月 13 日より施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 1 日一部改正）

第 8 条の 2 第一項及び第 2 項、第 8 条の 3 第 2 項、の改正規定は、平成 23 年 1 月 19 日から施行し、平成 22 年 12 月 1 日より適用する。

附 則（平成 23 年 12 月 1 日一部改正）

第 8 条の 2 第 2 項の改正規定は、平成 23 年 12 月 1 日より施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 15 日一部改正）

（施行期日）

第 5 条の改正規程は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 15 日追加）

（平成 24 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 1 平成 24 年 6 月に常勤役員に支給する期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額を減額し、支給するものとする。
 - 一 平成 23 年 4 月 1 日における本給及び特別地域手当の合計月額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額（この額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に 11 ヶ月の月数を乗じて得た額

- 二 平成 23 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額（この額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）
 - 三 平成 23 年 12 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額（この額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）
（給与削減措置のついでの特例）
- 2 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては、常勤役員が受けるべき報酬（期末手当及び勤勉手当を含む。以下同じ。）のうち次に掲げる報酬の支給に当たっては次の各号に掲げる報酬の額から、当該各号に定める額に相当する額（この額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を減額し、支給するものとする。
 - 一 本給の月額 当該役員の本給の月額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - 二 特別地域手当の月額 当該役員の特例地域手当の月額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - 三 期末手当 当該役員が受けるべき期末手当の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - 四 勤勉手当 当該役員が受けるべき勤勉手当の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
（施行期日）
 - 3 この附則は平成 24 年 3 月 1 日より施行する。

附 則（平成 26 年 11 月 27 日一部改正）
（施行期日）

第 8 条の 3 第 2 項の改正規定は、平成 26 年 11 月 28 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 5 日一部改正）
（施行期日）

- 1 第 1 条、第 5 条、第 6 条第 2 項及び第 8 条の 3 第 2 項の改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条第 2 項第一号中「100 分の 3」とあるのは、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間は「100 分の 1」と、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間は「100 分の 2」とする。
- 3 第 6 条第 2 項第二号中「100 分の 20」とあるのは、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間は「100 分の 18」とする。

附 則（平成 28 年 2 月 9 日一部改正）
（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 28 年 2 月 9 日から施行する。
- 2 第 5 条の改正規定及び附則第 3 項、附則第 4 項、附則第 4 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(特別地域手当に関する特例)

- 3 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間の第 6 条の規定の適用を受けている常勤役員に対する地域当の支給に関する同条の規定の適用については、附則（平成 27 年 3 月 5 日一部改正）第 2 項中「100 分の 1」とあるのは「100 分の 2」と、同附則第 3 項中「100 分の 18」とあるのは「100 分の 18.5」とする。

(勤勉手当に関する特例)

- 4 平成 27 年 12 月に支給する勤勉手当に関する第 8 条の 3 第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 87.5」とあるのは「100 分の 90」とする。